

きょたくかいごじゅうようじこうせつめいしょ 居宅介護重要事項説明書 (利用案内)

れいわ ねん がつ にちげんざい
< 令和6年9月1日現在 >

1 本事業所の概要

じぎょうしょ めいじょう 事業所の名称	ふだいふくしかいほうもんかいごじぎょうしょ 普代福祉会訪問介護事業所
じぎょうしょ しょざいち 事業所の所在地	いわてけんしもへいぐんふだいむらだい ちわりあざとりい ばんち 岩手県下閉伊郡普代村第24地割字鳥居5番地1
じぎょうしょばんごう 事業所番号	きょたくかいご 居宅介護 0313015018
じぎょうしょ おこな 事業所が行っている 他障害福祉サービス	じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護 0313015018
えいぎょうび 営業日	まいにちえいぎょう 毎日営業
えいぎょうじかん 営業時間	ごぜん 6時から午後10時まで(ただし、利用者から希望があり、それに対応可能な場合は、この限りではない。)
さーびすていきょうちいき サービス提供地域	ふだいむら 普代村
じぎょう もくてき 事業の目的	しゃかいふくしほうじんふだいふくしかい かいせつ ふだいふくしかいほうもんかいごじぎょうしょ いか 社会福祉法人普代福祉会が開設する普代福祉会訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う居宅介護事業、重度訪問介護事業(以下「事業」という。)の適性な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業の従業者が、支給決定を受けた障がい者又は障がい児(以下「利用者」という。)に対し、適正な障がい福祉サービスを提供することを目的とする。
じぎょう うんえいほうしん 事業の運営方針	(1) 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に お応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活 等に関する相談及び助言ならびにその他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行います。 (2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 (3) 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めます。 (4) 事業の実施に当たっては、前各項の他、関係法令を遵守します。
しょくいん けんしゅう じっし 職員への研修の実施	さいようじけんしゅう さいようごろつかけついな 採用時研修 採用後6ヶ月以内
じょうきょう 状況	けいぞくけんしゅう ざいじ 継続研修 随時

2 事業所の従業員体制

職種	常勤(名)	非常勤(名)	資格等
管理者	1名		社会福祉士
サービス提供責任者	1名		介護福祉士
訪問介護員等	3名以上	4名	ホームヘルパー2級課程 障がい者(児)ホームヘルパー2級課程
事務員	3名		

3 主たる対象者

特定無し (身体障がい者(児)・知的障がい者(児)・精神障がい者(児)・難病等対象者(児))

4 提供するサービス

(1) サービスの内容

①身体介護

食事介助	食事の介助を行います。
入浴介助・清拭	入浴の介助や清拭(体を拭く等)、洗髪などを行います。
更衣介助	衣服の着脱の介助を行います。
排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。

②家事援助

調理	利用者の食事の用意・片付けを行います。
洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。
掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。

③通院等介助

通院等介助 (身体介護を伴う)	通院等又は官公署並びに指定相談支援事業所への移動のための介助、通院先での受診等の手続・移動等の介助(院内介助を要する場合)を行います。
--------------------	---

(2) ヘルパーの禁止行為

- ①利用者に対する暴力等の虐待行為
- ②身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（緊急やむを得ない場合を除く）
- ③利用者の同居家族に対するサービス
- ④利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（庭の手入れやペットの世話等）
- ⑤居宅介護（身体介護、家事援助）における外出や単なる見守りのサービス

5 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

サービスに係る利用者負担額は、区市町村が定める利用者負担上限月額（サービスに要した総費用額の1割相当額が低い場合には、低い方の額）となります。

①基本サービス料金 日中時間帯（午前8時～午後6時までの間）

- ・身体介護中心型・通院介助（身体介護あり）

ぶんみまん 30分未満	ぶんいじょう 30分以上 じかんみまん 1時間未満	じかんいじょう 1時間以上 じかんぶんみまん 1時間30分未満	じかんぶんいじょう 1時間30分以上 じかんみまん 2時間未満	じかんいじょう 2時間以上 じかんぶんみまん 2時間30分未満	いこうぶんま 以降30分を増 すごとに ぶらす + 83円
256円	404円	587円	669円	754円	

- ・家事援助中心型

ぶんみまん 30分未満	ぶんいじょう 30分以上 ぶんみまん 45分未満	ぶんいじょう 45分以上 じかんみまん 1時間未満	じかんいじょう 1時間以上 じかんぶんみまん 1時間15分未満	じかんぶんいじょう 1時間15分以上 じかんぶんみまん 1時間30分未満	いこうぶんま 以降15分を増 すごとに ぶらす + 36円
106円	153円	197円	239円	275円	

- ・2人の従業者により居宅介護を行う場合 ①の金額×2人分として算定します。

②各種加算等

- ・夜間早朝・深夜加算（上記基本サービス費にそれぞれの割合を加算）

夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）の場合 … 25%
深夜（22時～6時）の場合 … 50%

- ・特定事業所加算Ⅱ（上記基本サービス費に10%を加算）

- ・特別地域加算（上記基本サービス費に15%を加算）

- ・緊急時対応加算 1回につき100単位

- ・初回加算 200単位/月

③その他、サービスに係る費用について

- ・交通費

通院介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費 実費分を利用者が負担

(2) その他

利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者にご負担いただきます。

(3) 支払方法

毎月、1か月ごとに計算し、翌月15日までに請求しますので、請求後30日以内にお支払いください。お支払い後に領収証を発行いたします。

お支払方法は、銀行振込、現金支払、口座自動引落としの中からご契約の際に選べます。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

①居宅介護について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。ご利用の際、利用契約書・重要事項説明書・別紙を交付し、同意を得たうえでサービスの提供を開始します。

②サービス利用が決定した場合は契約を締結し、速やかに居宅介護計画を作成して、居宅介護計画に基づきサービスの提供を開始します。

③居宅介護の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

①利用者が施設に入所した場合

②居宅介護の介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）

③利用者がお亡くなりになった場合

(3) サービスの終了

①利用者がサービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、契約を終了させていただきます。

②やむを得ない事情により、当事業所を閉鎖または縮小する場合は、契約を終了させていただきます。

7 秘密保持

事業所及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。守秘義務は、利用者のサービス終了後も同様といたします。

8 個人情報保護

事業所は、契約者の個人情報について「社会福祉法人普代福祉会個人情報の適切な取扱いに関する運用基準」及び「同マニュアル」に基づき適正に取り扱うものといたします。

9 賠償責任

事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して損害を賠償いたします。

10 当事業者のサービス利用に際し留意していただきたい事項

利用者に様態の変化等が見られた際、協力病院・主治医の指示により入院治療が必要となった場合は、サービスの提供は中止となります。

11 緊急時の対応方法

事業所は、サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに次頁に記載していただいた主治医（医療機関）、緊急連絡先に連絡を行う等、必要な措置を講じるとともに、管理者及び担当相談支援専門員に報告します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】①

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

【ご家族等緊急連絡先】②

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

たんとうそうだんしえんせんもんいん
【担当相談支援専門員】

じぎょうしょめい 事業所名	
じゅうしょ 住所	
でんわばんごう 電話番号	
たんとうそうだんしえんせんもんいん 担当相談支援専門員	

1 2 協 力 医 療 機 関 等

事業所は、下記の医療機関にご協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応していただくようお願いしています。

きょうりょくいりょう 協力医療 機関名	ふだいむらくこくほいかしんりょうじよ 普代村国保医科診療所	しよざいち 所在地	ふだいむら 普代村10-4-1
		でんわばんごう 電話番号	0194-35-2517
	ふだいむらくこくほしかしんりょうじよ 普代村国保歯科診療所	しよざいち 所在地	ふだいむら 普代村10-4-1
		でんわばんごう 電話番号	0194-35-2580
	いわてけんりつくじびょういん 岩手県立久慈病院	しよざいち 所在地	くじしあさひちやう 久慈市旭町10-1
		でんわばんごう 電話番号	0194-53-6131

1 3 事 故 発 生 の 防 止 及 び 発 生 時 に お け る 対 応

- 事業所は、事故が発生した場合の対応に関する手順等が記載された事故発生防止のための指針を整備します。
- 事業所は、事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底される体制を整備します。
- 事業所は、事故発生防止のための検討会及び従業者に対する研修を定期的に行うこととします。

1 4 衛 生 管 理 及 び 感 染 症 対 策

- 事業所における感染症及び食中毒の予防並びに蔓延の防止のための対策を検討する委員会を三月に一回程度、定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- 事業所における感染症及び食中毒の予防並びに蔓延の防止のための指針を整備することとします。
- 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防並びに蔓延の防止のための研修を定期的実施することとします。
- 別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこととします。

1 5 虐待防止等に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止、成年後見制度の利用支援等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行います。
- (2) 事業所は、従業者に対し、人権の擁護、虐待の防止等の研修を実施する等の措置を講じます。

1 6 苦情等及び虐待防止に関する窓口

サービスに関する相談・苦情や虐待防止については、次の窓口で対応します。

(※事業所設置の「ご意見箱」もご利用いただけます。)

苦情受付（虐待防止受付）担当者

担当者	サービス提供責任者 佐藤 美智子
電話番号	0194-35-3795

苦情対応（虐待防止）責任者

担当者	管理者 中山 学
電話番号	0194-35-3577

普代福祉会第三者委員

担当者	前川 佐栄子
電話番号	0194-35-2344
担当者	戸草内 順子
電話番号	0194-35-3397
担当者	金子 美枝
電話番号	0194-35-3533

- 当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	普代村住民福祉課
電話番号	0194-35-2113

- また、岩手県社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても市町村や岩手県と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	岩手県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	019-637-8871
受付時間	月～金曜日 9～17時

17 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施日（直近）	令和 年 月 日
評価機関	
評価結果の開示	無

契約をする場合は以下の確認をすること

令和 年 月 日

私は本書面により、これからサービスを受ける居宅介護の重要な事項について、事業者から説明を受け、同意します。

<利用者>

住所

氏名

はんこ
印

<身元引受人（代理人又は立会人等）>

住所

氏名

はんこ
印

（続柄： ）

居宅介護の利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

<事業者>

事業所名

ふだいふくしかいしていほうもんかいごじぎょうしょ
普代福祉会指定訪問介護事業所

所在地

いわてけんしもへいぐんふだいむらだい ちわりあざとりい ほんち
岩手県下閉伊郡普代村第24地割字鳥居5番地1

代表者

しゃかいふくしほうじんふだいふくしかい
社会福祉法人普代福祉会

理事長 大上 重信

はんこ
印

説明者

ふだいふくしかいしていほうもんかいごじぎょうしょ
普代福祉会指定訪問介護事業所

はんこ
印